

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		技術研究組合の所得の計算の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義) (国税 10) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。</p> <p>《要望の内容》 ・適用期限について令和9年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、租税特別措置法施行令第39条の21)</p>
5	担当部局		農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月 鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長(3年間)

			令和 3年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外
8	適用又は延長期間		3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定) IV. GX・DX 等への投資 6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。 ■統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定) (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBIR制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2. 農業の持続的な発展 《政策分野》 ①イノベーション創出・技術開発の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の

			<p>額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。</p> <p>このため、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じ、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。</p>																				
10	有効性等	① 適用数	<p>これまでの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等、幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等さらに広がっており、適用者が特定の者に偏っているということはない。</p> <p>○令和1～4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和5～8年度(見込み)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和1～3年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。</p> <p>※令和5年度以降については、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</p>	区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	適用件数(組合数)	9	7	4	5
区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
適用件数(組合数)	14	12	11	15																			
区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																			
適用件数(組合数)	9	7	4	5																			
		② 適用額	<p>○令和1～4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和5～8年度(見込み)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>1,129</td> <td>1,802</td> <td>156</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和1～3年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。</p> <p>※令和5年度以降については、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。</p>	区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196
区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985																			
区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																			
適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196																			

③ 減収額

○令和1～4年度(過去)

単位:百万円

区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人税	90	25	124	77
法人住民税	198	27	10	5
法人事業税	408	90	39	23
地方法人特別税 特別法人事業税	176	34	14	9
合計	872	176	188	114

○令和5～8年度(見込み)

単位:百万円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法人税	89	141	12	15
法人住民税	6	10	1	1
法人事業税	27	43	4	5
特別法人事業税	10	16	1	2
合計	131	210	18	23

※四捨五入の関係から合計数が一致しない。

※令和1～3年度

- ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率(23.2%)を乗じて算出。
- ・法人住民税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」より記載。

※令和4～8年度については、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。係数は、令和1～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出(各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)。

- ・法人税:適用額×税率(23.2%)×係数(0.338)
- ・法人住民税:法人税×税率(7.0%)
- ・法人事業税:適用額×税率(7.0%)×係数(0.338)
- ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37.0%)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○令和1～4年度(過去)

近年の事業費は、ほぼ横ばいである。

区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703
1組合当たり 事業費 (百万円)	955	718	726	686
組合数	56	55	57	55

○令和5～8年度(見込み)

将来の事業費は、増加傾向となる見込み。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260
1組合当たり 事業費 (百万円)	747	771	771	771
組合数	57	58	59	60

※令和1～4年度は、令和5年3月までに設立された全組合について経産省調査を基に算出。

※令和5年度は、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成。

※令和6～8年度の事業費・組合数は、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費について令和1～4年度の平均(771)と仮定し、そこから事業費を算出。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に、組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。

具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。

上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。

なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。

※押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額

①押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率

②減収額＝利益法人の適用額×法人税率(23.2%)

⑤ 税収減を是認する理由等

令和5年度に実施したアンケートによれば、「(本税制がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。

上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。

本税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少するだけでなく、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫する恐れがある。本措置により、技術研究組合の研究開発環境を整備することで、組合の新設や設備投資を後押しすることが可能であるため、共同研究

			や研究開発投資の促進に向けた当該税制の有効性は依然として高い。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>制度創設後 10 年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上(法人税法第 46 条)で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月